

令和3年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した 遠隔教育の調査研究事業」成果報告書

実施機関名 栃木県教育委員会

1 事業実施前の状況及び課題

平成30年、県立高等学校を対象に平成27年度から平成29年度の3年間の入院生徒の状況について調査したところ、毎年15名程度、長期入院する生徒がおり、その入院先は自治医科大学附属病院と獨協医科大学病院（以下「2つの大学病院」という。）が全体の約7割であることが分かった。そこで本県では、平成30年度から3年間、文部科学省の事業を受託し、「入院高校生への教育支援体制整備事業」を行い、入院生徒に寄り添った教育支援を提供できるように、2つの大学病院に入院する生徒を中心に、高等学校を軸とした支援体制の構築を目指すことにした。2つの大学病院には、それぞれとちぎ子ども医療センターがあり、特別支援学校の分教室が設置されている。そこで、特別支援学校のセンター的機能の活用により、学習の場の提供とともに高等学校との連絡調整を行った。

3年間の取組により、2つの大学病院では、特別支援学校分教室、高等学校及び病院の連携体制を構築し、県内外約30名の入院生徒に教育支援を実施することができた。

その中で、本県におけるICTを活用した遠隔教育の実施状況については、令和元年度に2例（2つの大学病院）、令和2年度に6例（2つの大学病院4例、大学病院以外の病院2例）の同時双方向型授業が行われた。令和元年度に同時双方向型授業を初めて行った際には、受信側に教員が必要であったため非常勤講師を配置し、授業に位置付ける形で実施した。入院生徒が高等学校からの課題に取り組んだ状況等を学習支援員¹が高等学校に報告し、高等学校が評価の際の参考とすることで単位の修得につなげることができた。令和元年度の経験が、令和2年度の支援事例数の増加や2つの大学病院以外の病院での同時双方向型授業の実施につながった。

3年間の取組の中で入院生徒の状況に応じた教育支援を模索し、同時双方向型授業や病院での在籍校教員による対面指導、病室へのオンラインによる学校行事の配信等の教育支援を実施することで、学習面の支援だけでなく、入院生徒が在籍校とつながっているという心理面での支援も充実させることができた。

入院生徒に対する教育支援体制を構築してきたが、効果的な遠隔教育の実施に向けては、主に一人一人の状況等に応じた遠隔教育の実施と2つの大学病院以外の病院の理解促進の課題があった。

2 事業の目的

高等学校段階の病気療養中の生徒に対する教育支援を充実させるため、高等学校、特別支援学校及び病院との連携による支援体制を強化するとともに、ICTを活用した遠隔教育や退院時の情報共有等の効果的な実施に向け、調査研究を行う。

取組の中で、2つの大学病院に入院する生徒に対しては、学習支援員を活用し一人一人の状況に応じた支援を進め、具体的事例を蓄積し、その成果を県内の他の病院や他都道府県の病院に入院する生徒への支援に広げていくことを目的とする。

3 事業の内容及び成果

¹ 学習支援員とは、入院する高校生への支援を担当する特別支援学校分教室の教員である。高校生への自主学習の支援及び授業支援として、学習の場の提供、学習状況の確認、在籍高等学校及び病院との連絡調整等を行う。自主学習の支援は、学習に係るサポートであり、学習の指導の支援は行わない。

(1) 実施体制

ア. 指定校

(ア) 栃木県立岡本特別支援学校おおり分教室（自治医科大学附属病院内）

訪問教育実施なし

(イ) 栃木県立栃木特別支援学校ひばり分教室（獨協医科大学病院内）

訪問教育実施なし

令和2年度までの事業において、高等学校や病院との連絡調整や、入院生徒の身近できめ細かな支援を行う学習支援員の配置が非常に有効であったことから、令和3年度も、2つの大学病院内にある特別支援学校分教室を指定校として、入院生徒への教育支援を担当する学習支援員を配置した。

イ. 連絡会議

(ア) 自治医科大学附属病院内おおり分教室

a 開催日 第1回 7月13日（火）

第2回 中止（第1回開催時と教育支援の状況が変わらなかったため）

第3回 2月7日（月）[オンライン開催]

b 出席者 病院関係者（医師、看護師、保育士）、岡本特別支援学校（校長、教頭、分教室主任、学習支援員）、高等学校（教頭、学年主任）、総合教育センター研究調査部、高校教育課、特別支援教育室 第1回 計24名、第3回 計22名

c 内容 ・令和3（2021）年度入院高校生への教育支援充実事業について

・入院生徒への支援の状況について

・自治医科大学附属病院に入院する生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実に向けて（協議）

・2つの大学病院以外の病院における教育支援体制整備に向けた課題と解決策（協議）

・県内がん診療連携拠点病院等への実態調査について（報告）

【主な意見等】

・同時双方向型授業の実施により、単位が認められ、休学等せずに済むことは非常に有効である。（医師）

・3年生の生徒は、卒業を見通せることができるようになり、安心して治療に専念することができた。（医師）

・高等学校に遠隔教育を行う体制が整っていないのではないかと感じることもある。今後も事業について高等学校に周知してほしい。（医師）

・県立高等学校を休学している生徒（2名）に対しても支援を行っている。在籍校からの課題提供がない状況で、学習習慣の継続や他校生との交流を通じて、入院生徒は安心感を持ち、気分転換をすることができた。（学習支援員）

・きちんと学習したいので、休学を選択する生徒もいる。（分教室主任）

・遠隔教育を行う場の確保やICT機器の接続面での課題がある。病院だけでなく自宅療養中も同じように遠隔教育を受けられる環境を整えることが大切である。（特別支援学校校長）

・化学療法が進むと、教育支援を受けるタイミングが難しい。化学療法で自宅療養中の生徒に対しては、復学支援をして自宅で何ができるか明確になると良い。（看護師）

(イ) 獨協医科大学病院内ひばり分教室

a 開催日 第1回 7月1日（木）[オンライン開催]

第2回 中止（入院生徒が退院し、支援を行う生徒がいなかったため）

第3回 2月〔紙面開催〕

- b 出席者 病院関係者（医師、看護師、事務職員）、栃木特別支援学校（教頭、分教室主任、学習支援員、教員）、高等学校（教諭）、特別支援教育室 計14名
- c 内容
- ・入院生徒への教育支援の現状と課題について
 - ・高等学校・分教室間における具体的支援事例について
 - ・ICTを活用した遠隔教育の成果と課題について（協議）
 - ・2つの大学病院以外の病院における教育支援体制整備に向けた課題と解決策（協議）

【主な意見等】

- ・在籍校との同時双方向型授業の実施については、入院生徒の治療のモチベーションとなり、医師としても非常に勉強になった。（医師）
- ・病院関係者に入院高校生支援について周知し、高校生が学ぶ環境を求めることは権利であることを知ってもらう必要がある。ただし、高校生になると、精神疾患、神経性食欲低下症などがあり、教育の在り方、支援方法はデリケートな問題である。（医師）
- ・中学3年次から入院し、高等学校に入学したものの登校できていない生徒であるが、授業を受けられる喜びを感じている。院内での周知に尽力したい。（看護師）
- ・10月からFree Wi-Fiを整備し、ICT機器を活用できる現状となった。今後は、入院生徒がどう感じているかに注目しながら、良い精神面で取り組める環境作りをしていくことが大切である。（事務職員）
- ・病院内での入院生徒への教育支援について、リーフレットの配布だけでは周知されない。周知方法について検討する必要がある。（事務職員）
- ・教員からの質問に対する受け答え等で授業の内容の理解を深めることができ良かったと入院生徒は話していた。（学習支援員）
- ・遠隔授業を実施するにあたり、教員や他の生徒に周知を行った。また、機器操作マニュアルを作成し、教科担当者に説明した。（高等学校教諭）
- ・機器操作が得意な生徒に使い方を教えた。画面を通じて交流する様子が見られ、生徒同士のコミュニケーションもとれて良かった。（高等学校教諭）

ウ. 他部局・課等との連携

(ア) 栃木県保健福祉部健康増進課

入院生徒の実態調査に係る病院への仲介、特別支援教育室指導主事の健康増進課主催「栃木県がん対策推進協議会」への出席及び支援状況についての説明等

(イ) 栃木県保健福祉部医療政策課

自治医科大学附属病院及び獨協医科大学病院における取組状況の共有等

(ウ) 栃木県経営管理部文書学事課

私立高等学校への理解啓発に係る協力（文書送付等）等

(エ) 栃木県教育委員会事務局学校安全課

養護教諭研修会に係る協力（特別支援教育室指導主事による説明）、がん教育における小児がんへの理解啓発等

(オ) 栃木県教育委員会事務局高校教育課

入院生徒への支援の状況等についての情報共有及び課題への対応、高等学校からの問合せへの対応（教育課程の編成、評価、単位認定等）、連絡会議への出席等

(カ) 栃木県総合教育センター研究調査部（情報教育支援担当）

遠隔授業に係る問合せへの対応、連絡会議への出席等

(2) 取組及び成果

<取組1> 病気療養中等の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査の実施

ア. 取組

これまでの成果を生かして引き続き入院生徒への教育支援を行いつつ、今後、2つの大学病院での事例を活用し、2つの大学病院以外の病院における教育支援も充実させていくために県内のがん診療連携拠点病院等を対象に教育機会や復学支援に関する実態調査を行った。

調査の目的	各病院が行っている病気療養中等の生徒の教育支援の実態を把握することにより、病気療養中等の生徒に対する教育保障の充実に向けた今後の方策を検討するため。
調査対象 (がん診療連携拠点病院等)	①県立がんセンター ②那須赤十字病院 ③上都賀総合病院 ④済生会宇都宮病院 ⑤自治医科大学附属病院 ⑥獨協医科大学病院 ⑦足利赤十字病院 ⑧芳賀赤十字病院 ⑨佐野厚生総合病院
調査方法	アンケート用紙（メールで各病院地域支援センター担当者宛送付）
調査時期	令和3（2021）年5月24日～7月16日
調査内容	I 令和2年度に入院した高校生の教育支援の実施状況等について II 教育支援の環境について III 入院した高校生の教育支援や退院時の情報共有を行う上での課題 (自由記述)
回答結果	回収数8病院（回答率：88.9%）

イ. 成果

(ア) 実態調査の結果・考察（結果の概要は別紙参照）

I 令和2年度に入院した高校生の教育支援の実施状況等について

これまでの取組の成果として、2つの大学病院ではとちぎ子ども医療センターにある特別支援学校分教室に学習支援員を配置し、分教室、高等学校及び病院の連携体制が構築されている。それ以外の病院に対しては、2つの大学病院での事例を活用し、教育支援を充実していきたいと考えているところである。そのため、2つの大学病院とそれ以外の病院に分けて、結果・考察をまとめた。

<2つの大学病院>

- とちぎ子ども医療センター以外の病棟では、入院患者の職業等を把握していないため、高校生かどうかは病棟の看護師等でないと分からない。
- 病室以外の学習場所の提供や在籍校による自主学習教材の提供、在籍校教員による訪問指導、在籍校による遠隔授業など様々な教育支援が行われていた。
- 退院時の在籍校との情報共有が行われていた。

<それ以外の病院>

- 2つの病院に10名の生徒が入院していた。
- 教育支援は在籍校により自主学習教材の提供にとどまっていた。
- 退院時の在籍校との情報共有が行われていなかった。

2つの大学病院内でも、分教室のあるとちぎ子ども医療センターでは、医療関係者に入院生徒への教育支援の情報があるため、入院中も治療の状況等に応じて、教育支援を受けることができることを入院生徒や保護者に伝えやすい。一方、とちぎ子ども医療センター以外の病棟では、医療関係者に入院生徒に対する教育支援の情報が伝わっていない場合、生徒や保護者に入院中の教育支援の情報が伝わらない。そこで、2つの大学病院内でもできるだけ多くの医療関係者に入院生徒への教育支援体制があることを理解してもらい、高等学校からだけでなく、病院からも入院生徒への教育支援について情報提供できる機会があるとより良いと考える。

入院中の教育支援については、2つの大学病院では、とちぎ子ども医療センターを中心に、教育支援体制が構築されている一方、それ以外の病院では在籍校による自主学習教材の提供にとどまっていた。県教育委員会は今後も入院生徒の治療の状況等に応じた教育支援について高等学校に情報提供するとともに、高等学校は入院生徒・保護者、病院と連携し、教育支援を実施する必要がある。

また、2つの大学病院では、分教室が病院や入院生徒・保護者と連携を図り、退院時の在籍校との情報共有が行われていたが、それ以外の病院では、在籍校との情報共有は行われていなかった。

入院中の教育支援については、既に入院生徒に対する教育支援体制が構築されている2つの大学病院とそれ以外の病院では、大きな差が生まれていることが分かった。

II 教育支援の環境について

○在籍校教員の対面授業を受けたり、相談したりする場所の提供が可能	8 / 8 病院
○遠隔授業を実施可能	5 / 8 病院
→遠隔授業を受ける場合、Wi-Fi の接続ができる	3 / 5 病院
→遠隔授業を受ける場所がある	5 / 5 病院
○遠隔授業を受ける場所として挙げられた場所：個室病室、相談室、会議室、面談室、分教室等	

遠隔授業の実施にあたっては、8病院中5病院で実施可能と回答していることから、高等学校が遠隔授業を実施する体制を整えれば、入院生徒に対する教育支援の充実を図ることができる。ただし、分教室のない2つの大学病院以外の病院では、学習支援員がいないため、高等学校が主体的に入院生徒・保護者、病院と連携して教育支援を実施していく必要がある。

令和2年度入院した高校生がいた病院（2つの大学病院を除く）は2病院であり、ともに遠隔授業は可能と回答したため、まずはこの2病院を対象に教育支援体制を構築し、それを他の病院に拡充するという方策を立てることができた。

III 入院した高校生の教育支援や退院時の情報共有を行う上での課題

- Wi-Fi の整備や個室確保などのハード面の対応は難しい。
- 高校生の入院については、できるだけ長期休業中に治療ができるように調整している。授業日の入院については、学校や教員によって対応が異なる。窓口を明確にすると良い。
- 病院スタッフに経験がないとハードルが高い。
- 急性期の病院であり、長期入院でも1か月程度である。短い入院期間で、どこまで学校と密に関われるかが課題。

- 長期入院する高校生の事例がなく、院内に教育環境を整える検討をしたことがない。
- 復学支援の必要性が高等学校や病院に浸透していないので、周知が必要である。
- 退院時の情報共有については、具体的にどのような情報を共有すべきか、医療従事者、家族への理解協力が必要。

Wi-Fiの整備や遠隔授業を受ける場所の確保は難しいことが分かる。2つの大学病院以外の病院においても、入院生徒の病状や病院の状況等に応じて教育の機会を確保できるよう、今後、教育委員会や高等学校が何をすべきなのか課題の洗い出しが必要であるとする。

復学支援については、支援を実施している中で話題となることや必要な情報（高等学校や入院生徒・保護者が医師等に確認したいこと、医師等が高等学校や入院生徒・保護者に伝えておきたいこと）を確認し、リスト化を進めている。

<取組2> 2つの大学病院に入院する生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実

ア. 取組

学習支援員を配置し、高等学校及び病院との連携により、一人一人の状況等に応じた効果的な遠隔教育の一層の推進

(ア)「学習支援員」の活用実績及び役割

主な経歴・資格	活動内容実績（回数、活動形態）	
教員免許状保持者（2名）	12時間／週×42週（岡本特別支援学校おおるり分教室）	12時間／週×42週（栃木特別支援学校ひばり分教室）
具体的な活動内容と役割	活動の成果	
○高校生への教育支援のための研究に係る業務について入院生徒の在籍校担当者（担任・特別支援教育コーディネーター）と連携・協力して教育支援にあたった。生徒の状態を把握することが難しい在籍校担当者に、生徒の体調等を随時伝えることで、適切で効果的な支援が行えるよう調整した。	○高等学校及び病院との連携により、入院生徒の治療の状況等に応じた遠隔教育を実施した。 ○学習支援員が、入院生徒及び保護者の要望や不安を高等学校に伝えたり、確認したりすることで、入院生徒の希望を踏まえた教育支援を提供することができた。	
<p>1 入院生徒への自主学習の支援</p> <p>①入院生徒に対する教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・学習の場の提供（学習場所の予約、机等の準備等） ・ICT機器の貸出（ノートパソコン、タブレット、モバイルWi-Fiルーター等） ・学習の見守り ・学習内容の記録・確認 ・不安や日頃の悩み等の聞き取り 等 <p>②高等学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習計画の確認 ・高等学校提供課題の印刷・生徒への提供 ・生徒の課題への取組状況の報告 	○高等学校を休学中の入院生徒に対して、病棟訪問や自主学習の支援を行うことで、入院生徒の学習習慣の維持や分教室教員とのつながりを持つことができた。	

<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教員と入院生徒の面談や質疑応答等に係る調整 等 	
<p>2 高等学校による授業実施への支援</p> <p>①入院生徒に対する教育支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の場の提供（学習場所の予約、机等の準備） ・ICT 機器（ノートパソコン、タブレット、マイクロフォン、スピーカー、モバイル Wi-Fi ルーター等）の貸出と管理 <p>②高等学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習計画の確認 ・高等学校提供課題の印刷・入院生徒への提供 ・生徒の課題への取組状況の報告 ・機器接続時の連絡や機器不具合時の対応 <p>③病院との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習時の支援体制の構築 ・日々の遠隔授業実施の可否の確認 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報機器の貸出、在籍校の協力により、教室で授業を受ける場合と大差なく授業を受けることができた。教員からの質問の受け答えを通して、入院生徒の授業理解につながった。 ○Zoom や Face Time など、高等学校の実情や要望に応じた機器やアプリ等の活用ができ、遠隔授業を受けるための支援を行うことができた。 ○入院生徒・保護者の要望や心配事等について、必要に応じて高等学校に伝え、確認しながら教育支援を行い、入院生徒の学習意欲を継続させることができた。
<p>3 病院内レクリエーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容の検討 ・病院との連携（実施内容等についての相談、個々の生徒の参加の可否の確認等） ・入院生徒・保護者の意思の確認 ・実施に向けた準備 ・校内体制での実施 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援期間や人数の関係で、定期的な交流はできなかったが、複数の高校生がそろったときに、自主学習の支援の時間を利用して、レク活動や入院生徒同士が話す機会を設けた。気分転換を図ることができただけでなく、入院生徒同士、不安や思いを共有しながら学習できる雰囲気になった。
<p>4 退院時復学支援会議等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換の必要性についての確認 ・入院生徒・保護者の希望の確認 ・高等学校への連絡及び日程調整等 ・情報交換の実施 ・情報交換実施後の対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○主治医、高等学校教員と保護者、分教室教員が参加して、復学支援会議を実施したことにより、退院後の入院生徒の体調に合わせた学習の配慮事項などの情報共有ができた。 ○会議を実施できない際には、在籍校教員や保護者と相談しながら復学支援シートを作成し、医師等に回答してもらうことで、在籍校は医師等に直接配慮事項を確認できて良かったと話があった。入院生徒・保護者は、在籍校と共通理解をもって復学できることで安心感を得られた様子が見られた。
<p>5 連絡会議に係る対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議の主催 ・医師・看護師等との連携 ・支援の状況についての報告 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の関係者が一堂に会することで、共通認識の下で、教育支援の充実に向けた協議を行うことができた。 ○休学中の入院生徒の在籍校教員が会議に参加することで、在籍校教員は入院生徒の様子や学習支援員の支援状況を知ることができた。

<p>6 病院との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トータルカンファレンスに出席し、医師等との情報共有 ・とちぎ子ども医療センター以外の病棟への事業の周知 ・入院生徒の情報収集 	<p>○とちぎ子ども医療センター以外の病棟へも事業の周知を図るとともに、定期的に入院生徒の有無を確認し、教育支援の情報が多方面から生徒・保護者に伝わるように努めることができた。</p>
---	--

(イ) 支援実施生徒一覧

	生徒	支援期間	支援内容等
1	私立高校（県外）1年生	10 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業 ・オンライン面談 ・自主学習の支援 [分教室] ・自宅療養時の ICT 機器の貸出
2	県立高校（県内）1年生 ※休学中	12 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・病室訪問 ・自主学習の支援 [分教室]
3	県立高校（県内）1年生	8 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業 ・病室訪問 ・自主学習の支援 [病棟] ・復学支援会議の実施
4	県立高校（県外）1年生 ※休学中	12 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・病室訪問 ・自主学習の支援 [分教室]
5	県立高校（県内）3年生	3 か月	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔授業 ・自主学習の支援 [病棟・分教室] ・定期テスト実施 ・復学に関して主治医等と確認

<事例1> 中学3年次から入院し、高等学校入学後も入院が続いた生徒Aへの対応事例

(県外私立高等学校1年生)

○課題：生徒Aは、中学3年9月から入院し、高等学校入学後も入院が続いたため、高等学校に通学できずにいた。

○取組：①在籍校の県教育委員会を介して在籍校に本県の教育支援について情報提供

- ・入院が長期化する見込みであったため、高等学校からは留年を勧められて、ショックを受けた保護者が高等学校に相談し、高等学校から分教室に問合せがあった。3月末に、本県教育委員会が在籍校に情報提供し、教育支援を開始することになった。

②在籍校の同時双方向型授業の開始

- ・治療が落ち着き、教育支援を受けられる状態になった5月の連休明けから在籍校による同時双方向型授業を開始した。
- ・在籍校の担任が遠隔授業実施マニュアルを作成し、教科担当者に協力を求めるなど主体的に行動したため、1日当たり多くて4時間の同時双方向型授業が実施された。

③退院時の復学支援の実施

- ・退院が決まり、復学後の生活について生徒Aと保護者から不安を聞いた学習支援員が、高等学校に状況を伝え、生徒Aは担任との面談を行うことになった。
- ・復学後の配慮事項等について生徒A・保護者、高等学校が確認したいことを書面にまと

め、主治医に回答を依頼した。

④ 自宅療養中の同時双方向型授業の実施

- ・ 8月中旬の退院時、自宅療養中にも在籍校の遠隔教育を受けられるように、引き続き必要な ICT 機器の貸出をした。その後、8月末からコロナ感染予防のため、在籍校が全生徒に対し、遠隔授業を実施することになったため、生徒Aも自宅で在籍校の同時双方向型授業を受けた。

- 結果：
- ・ 生徒Aは、入学後全く高等学校に通学できていない状況が続いていたが、同時双方向型授業を受けることで学習空白が最小限となり、高等学校に復学する前に高等学校の授業の様子や教科担任、HR（学級）の様子が分かって良かったと話していた。
 - ・ 在籍校では、HR（学級）内で機器の扱いに長けた生徒数名を ICT サポーター係に任命し、遠隔授業を行うための機器の設定等を行うことで、学級内の交流が図れた。生徒AとHR（学級内）の生徒のやりとりをみていた担任は、生徒同士の心理的なつながりを実感することができ、生徒も教室復帰への不安を軽減できた。
 - ・ 日々、担任と生徒Aがオンラインでやりとりを行うことで、担任と生徒Aの信頼関係が構築され、復学後、円滑に高校生活を始めることができた。
 - ・ 自宅療養中も同時双方向型授業を受けることで、クラスメートの様子が分かり、生徒Aの不安が軽減された。

<事例2>入院することにより卒業が難しくなる生徒Bへの対応事例（県立高等学校3年生）

○課題：生徒Bは精神的な病気により、高等学校を欠席しがちであった。入院が望ましいと医師の判断もあったが、入院することにより卒業が難しくなるため、生徒Bは入院を前向きに考えられずにいた。

○取組：① 高等学校への事業の詳細説明

- ・ 主治医の許可を得て、生徒Bの治療の状況等に応じた教育支援を検討してもらいたいことを特別支援教育室から高等学校に依頼した。
- ・ 単位の認定については、高校教育課が担当であるため、高校教育課に確認するよう依頼した。
- ・ 学習支援員が在籍校教員（担任、教育相談係、養護教諭、情報担当）と面談を行い、遠隔授業や期末テストについて事前に打合せを行った。

② 同時双方向型授業の実施

- ・ 生徒Bの体調に合わせて、在籍校による同時双方向型授業を実施した。

③ 自主学习支援 [病棟・分教室]

- ・ 在籍校から Teams を介して送られてきた課題を学習支援員が印刷して、生徒Bに渡した。解き終わった課題は、学習支援員が在籍校へ返送した。

④ 定期テストの実施

- ・ 分教室で定期テストを実施した。

○結果：生徒Bは、入院中の教育支援を受け、卒業を見通せることができるようになり、安心して治療に専念することができた。

イ. 成果

- これまでの4年間の取組の成果としては、入院生徒への教育機会の保障については高等学校の理解が進み、2つの大学病院での事例を増やすことができた。
- 入院生徒の治療や高等学校の状況に応じて、一人一人に応じた遠隔教育を実施することができた。
- コロナ禍により遠隔授業の取組が広がり、2つの大学病院で教育支援を実施した5名の入院生徒（うち2名は休学中）については、高等学校に在籍している3名に在籍校が同時双方向型授業を実施した。
- 休学中の入院生徒に対しても、在籍校からの課題提供等がない中で、学習支援員が学習習慣の維持のために自主学習支援を行うことで精神的な支えとなることができた。

<取組3> 2つの大学病院以外の病院に入院する生徒や自宅療養中の生徒へのICTを活用した遠隔教育の充実

ア. 取組

(ア) 高等学校及び病院への一層の理解啓発

a 高等学校への理解啓発、情報共有

- ・特別支援教育研究会 県立高等学校 教頭69名
- ・県立学校養護教諭研修会 県立高等学校・特別支援学校 養護教諭96名
- ・教育相談指導者養成研修 県立高等学校 教諭等11名
- ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修会 県立高等学校 教諭等67名
→全教職員を対象に校内研修会を実施（県立高等学校60校68課程で実施済み） 等

b 病院関係者への理解啓発、情報共有

- ・県内がん診療連携拠点病院等に対する実態調査の実施→結果の送付
- ・栃木県がん対策推進協議会での協力依頼（がん診療連携協議会長、歯科医師会理事等）

c その他

- ・第62回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会（奈良大会）での入院高校生支援の取組の発表

(イ) 2つの大学病院以外の病院に入院する生徒へのICTを活用した遠隔教育

2つの大学病院以外の病院においては、特別支援学校分教室の学習支援員による直接的なかかわりがなから、高等学校が主体的に保護者と連携を図りながら病院と連絡を取って遠隔教育を1例実施した。

イ. 成果

- 在籍校がコロナ禍の臨時休業を経験し、ベネッセのClassiを用いて全校生徒に対して定期的に課題の配信等を行うことにしたため、今回の入院生徒に対してもClassiを用いた課題の配信や担任との面談を行い、学校とつながっている安心感を与えながら、教育支援を行うことができた。
- 高等学校の管理職や教員を対象とした会議等、様々な機会に入院生徒への教育支援について周知した結果、高等学校の理解が深まり、高等学校が入院生徒を把握した際に、特別支援教育室や高校教育課に教育支援の方法や単位認定等について問合せがあり、円滑な教育支援開始につながった。
- 新たに、県保健福祉部健康増進課主催のがん対策推進協議会において、医療関係者に本事業の取組について説明を行った。入院生徒が教育支援を受ける機会を逃すことのないように幅広い立場の方々に事業を周知し、協力を依頼することができた。

4 今後の課題と対応

4年間の取組を通して入院生徒の治療の状況等に応じた教育支援を提供することで、入院生徒の学習面、心理面への支援が充実してきたが、ICT機器を活用した遠隔教育については次の2つの課題がある。

(1) 高等学校への更なる理解啓発

ア. 学習の質の保障

入院生徒への教育支援について高等学校の理解促進、コロナ禍による遠隔教育実施への抵抗感の軽減により、入院生徒への遠隔教育が行われる事例が増加した。しかし、単に同時双方向型授業を実施するだけでなく、入院生徒が満足できる学習となるよう、その質を保障する必要がある。

イ. 在籍校教員による入院生徒の学習の理解度の把握

令和3年度に大学病院で同時双方向型授業を実施した在籍校の教員から、2つの大学病院においては、学習支援員が入院生徒の学習状況を把握し、高等学校に報告しているが、それでも入院生徒の理解度を把握することは困難であったと報告があった。在籍校教員がどのような方法をとれば入院生徒の理解度を把握することができるか検討が必要である。また、2つの大学病院以外の病院には、特別支援学校の分教室がなく、学習支援員もいないことから、一層の工夫が必要である。

ウ. 教育支援の円滑な開始

入院期間の短期化により、高等学校は今まで以上に円滑に教育支援を開始することが求められる。生徒が入院することになった場合には、治療の状況や生徒・保護者の希望、高等学校ができること等を早めに確認し、ニーズに応じた教育支援を実施する必要がある。

エ. 自宅療養中に遠隔教育を行う際の情報の周知

入院生徒は退院後すぐに通常の生活を送ることができないことも多いことから、自宅療養中に遠隔教育を行う際の対応についてまとめ、高等学校が生徒・保護者に周知できるようにする必要がある。

オ. 単位認定に関する情報の周知

入院生徒の多くは同級生と共に進級・卒業したいという希望を持っている。単位認定については、高校教育課が主管であるため、今後も特別支援教育室と高校教育課が連携して、高等学校に単位認定に関する情報を周知していく必要がある。

(2) 2つの大学病院以外の病院における教育支援体制の整備

2つの大学病院においては、高等学校と特別支援学校及び病院の連携体制が構築され、円滑に教育支援が実施できるようになってきた。そこで、今後は分教室のない2つの大学病院以外の病院における教育支援も充実させていきたいと考えている。そのための課題は次のとおりである。

ア. 2つの大学病院以外の病院への理解促進

地域病院向けリーフレットの作成・配布や実態調査を通して事業の周知をしたが、大学病院以外の病院への理解啓発は十分ではない。入院する病院にかかわらず、入院生徒に対し遠隔教育を含めた教育保障がなされるよう環境を整える必要がある。

イ. 高等学校への好事例の周知

本県が目指す、高等学校が軸となった教育支援を2つの大学病院以外の病院でも実施するためには、高等学校の負担を軽減する必要がある。高等学校が教育支援の好事例を理解し、取組が推進されるよう、特別支援教育室は一層周知していく必要がある。

ウ. 特別支援学校のセンター的機能の活用

高等学校が特別支援学校のセンター的機能を活用できるよう、必要な情報を収集し、特別支援学校の協力を得られる体制を構築したい。病弱特別支援学校は県内に3校あり、そのうち2校では分教室が設置されているので、本校の教員にも入院生徒への教育支援の理解が深まっている。そこで、

センター的機能の担当者会議の場で、2つの大学病院における取組について情報共有を図る機会を設ける。それより、特に、分教室が設置されていない病弱特別支援学校1校にも事業の周知をすることで、支援の拡充を図る必要がある。

5 問い合わせ先

担当部署：栃木県教育委員会事務局特別支援教育室 所在地：栃木県宇都宮市塙田1丁目1の20 電話番号：028-623-3381 FAX番号：028-623-3399 e-mail：tokubetsu-shien@pref.tochigi.lg.jp
